

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

舞鶴市長 鴨田 秋津

市町村名 (市町村コード)	()
地域名 (地域内農業集落名)	城北・城南地区 (池ノ内下)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 1 月 2 4 日 (第 1 回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は多面的の直接支払交付金等を活用し、地域内農地の保全に努めている。
また、地域計画区域内農地については全てを有害柵で取り囲み、有害鳥獣対策にも取り組んでいる。
地域内には数名の耕作意欲のある担い手が存在し、5年後だけでなく、10年後も現在の営農状況を継続していけると思われる。
課題としては、農業者の高齢化による担い手不足や機械代の更新費用が負担となっていることである。

（２） 地域における農業の将来の在り方

栽培作物については、水稻を中心に耕作を行う。
池ノ内下地区だけでなく近隣の集落を巻き込んで、池内地区全体での組合の設立、共同施設の設置や機械の共同化等を図る必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14.55 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14.48 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

地域計画の対象地は農振農用地を基本とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（１）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を利用して耕作意欲のある者や新規就農者への集約化を進める。
（２）農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
（３）基盤整備事業への取組方針
ほ場整備済み。大規模な基盤整備事業の取り組み予定なし。
（４）多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農等への受入態勢を整える。
（５）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

✓	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④輸出		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	✓	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携		⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦多面的・中山間直接支払交付金を利用して、地域内農地の保全に努める。